

トリチウム等汚染水の海洋放出に反対する意見書

経済産業省は、福島第一原発における多核種除去装置（ALPS）処理水の処分に関する説明・公聴会を8月30日、31日に富岡、郡山、東京で開催した。

経済産業省は、処理水からトリチウム以外の放射性物質はほとんど除去されている、また、トリチウムは弱い放射線しか出さず、自然界にも存在し、生物濃縮はせず、世界中の原発から排出されているとして、海洋放出を行う方針を示していた。タンクにたまるトリチウムの量は約1,000兆ベクレルである。

ところが処理水に、半減期1,570万年のヨウ素129、ストロンチウム90が基準値を超えて残留していたことが明らかになった。ヨウ素129は、特に海藻に濃縮・蓄積され、体内に取り込まれると甲状腺に集まり、とりわけ胎児や乳幼児への影響が懸念される。しかし、説明・公聴会の資料には、トリチウム以外の放射性物質のデータは正確に示されていない。

各地の公聴会の参加者からは、トリチウムの半減期12.3年を踏まえ、またトリチウム以外にも残る放射性物質への懸念も多く示され、タンクでの長期保管を求める意見が相次ぎ、原子力規制委員会が処分方法の一つとして示す「海洋放出」に多数が反対した。

特に漁業にとっては深刻な事態であり、風評被害ではなく実害をもたらす不安が公聴会の場で漁民から語られた。

よって狛江市議会は政府等に対し、トリチウム等汚染水の取り扱いについて、海洋放出以外の、タンクでの長期保管を求め、国民に対し情報公開し、正確な情報提供を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年（2018年）10月4日

東京都狛江市議会

平成30年10月4日 原案否決